

## 〔変動金利定期預金中途解約利率〕

- (1) 預入日（継続したときは最後の継続日）の6カ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2) 預入日の6カ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の和に、次の預入期間に応じた掛け目を乗じて計算した合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）をこの預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| A . 6カ月以上1年未満   | 約定利率 × 40% |
| B . 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率 × 50% |
| C . 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率 × 60% |

預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| A . 6カ月以上1年未満   | 約定利率 × 40% |
| B . 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率 × 50% |
| C . 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率 × 60% |
| D . 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率 × 70% |
| E . 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率 × 70% |